

令和2年度 第4回

## 江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和2年度第4回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和2年7月30日(木) 14:00	場 所	わくわくセンター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 0名		
その他 出席者	書 記 寺西 修 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕 書 記 大松 義彦		
議事録 署名委員	5番 山田 委員 6番 村上 委員		
提出議題	議事  議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第17号 農地法第5条の規定による許可の取消し申請について 議案第18号 非農地の申請について 議案第19号 農地利用集積計画の決定について  協議事項		

## 1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和2年度第4回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 皆さん暑い中を御苦勞様です。

コロナ問題で感染者が増加していますし、長梅雨で作物が順調に育たず大変だと思えます。また、梅雨が終われば、すぐに暑い夏がやってきます。皆様方には体調を十分、注意されて農作業に従事してください。

## 2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては5番の山田委員と6番の村上委員を指名させていただきます。なお、書記に寺西書記、佐山書記、久保書記、大松書記を指名いたします。

## 3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

寺西書記 特にありません。

議 長 日程第4の議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

寺西書記 議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年7月30日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

お手許に現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、併せて御覧ください。また、今回は申請件数が多いため、資料、写真等も多くなっております。お間違いの無い様、御注意をお願いいたします。

番号1、譲渡人、A、住所、千葉県市原市柿崎\_\_番地\_\_。職業、自営業。

譲受人、B、住所、能美町中町\_\_番地\_\_。職業、団体役員。

所在地、能美町高田字〇〇〇。

地番、\_\_番。地目、台帳、田、現況、畑。面積、473㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが遠方に居住のため、近隣に住む譲受人に譲渡する。」

譲受人は「当該地は自身の他の耕作地に近く、容易に耕作を継続できるため譲受する。」

譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 1 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今あった、事務局の説明に間違いありません。よろしくをお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可といたします。次、をお願いします。

寺西書記 番号 2、譲渡人、C、住所、沖美町是長\_\_番地。職業、●●医師。

譲受人、D、住所、沖美町是長\_\_番地。職業、無職。

所在地、沖美町是長字〇〇。

地番、\_\_番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、153 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により当該地を取得したが、農地として管理が困難なため譲渡する。」

譲受人は「当該地は居住地と隣接しているため、農地維持のため譲受する。」

譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 2 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖美町の下河内です。先程、事務局が説明したとおりです。よろしくをお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可といたします。次、をお願いします。

寺西書記 番号 3、譲渡人、E、住所、広島市中区上幟町\_\_番\_\_-\_\_号。職業、無職。

譲受人、F、住所、江田島町中央二丁目\_\_番\_\_号。職業、無職。

所在地、能美町鹿川字〇〇。

地番、\_\_\_番\_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、70 m<sup>2</sup>。

地番、\_\_\_番\_。地目、台帳、田、現況、畑。面積、36 m<sup>2</sup>。

地番、\_\_\_番\_。地目、台帳、田、現況、畑。面積、1,087 m<sup>2</sup>。

地番、\_\_\_番\_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、48 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが、市外在住で耕作困難なため、譲渡する。」

譲受人は「周辺の宅地物件と一体で譲受する。」

譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 3 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今の事務局からの説明に間違いございません。よろしく  
お願いします。

議 長 申請番号 3 について御意見、御質問ございますか。

委 員 異議無しの声有り。

議 長 全員許可することに異議が無いということでございますので、許可といたし  
ます。次、お願いします。

寺西書記 番号 4、譲渡人、G、住所、広島市安佐北区落合南\_丁目\_番\_-\_\_\_号。職業、  
会社員。

譲受人、H、住所、沖美町是長\_\_\_番地\_。職業、●●工事業。

所在地、沖美町是長字〇〇〇、字〇〇。

字〇〇〇\_\_\_番\_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、131 m<sup>2</sup>。

字〇〇〇\_\_\_番\_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、155 m<sup>2</sup>。

字〇〇\_\_\_番\_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、204 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが市街在住のため耕作が  
難しく、譲渡する。」

譲受人は「住居が近く、隣接地で耕作していることから、譲受する。」

譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じ  
るとは考えられない。

以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 4 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖美町の下河内です。先程、事務局の説明に間違いはありません。よろしく  
お願いします。

議 長	4 番の案件につきまして、御意見、御質問ございますか。
委 員	異議無しの声有り。
議 長	全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。
寺西書記	<p>次の 5 番と 6 番は関連した案件でございますので、続けて説明をさせていただきます。</p> <p>番号 5、譲渡人、I、住所、広島県安芸郡府中町大須__丁目_番__号。職業、無職。</p> <p>譲受人、J、住所、沖美町高祖__番地_、職業、自営業。</p> <p>所在地、沖美町三吉字〇〇。</p> <p>地番、__番_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、152 ㎡。</p> <p>地番、__番_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、491 ㎡。</p> <p>地番、__番_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、36 ㎡。</p> <p>申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが高齢で管理困難なため、譲渡する。」</p> <p>譲受人は「宅地物件と併せて当該農地を譲受する。」</p> <p>続いて受付番号 6 番、贈与人、K、住所、沖美町高祖__番地_。職業、無職。</p> <p>受贈人、J、住所、沖美町高祖__番地_。職業、自営業。</p> <p>所在地、沖美町高祖字〇〇。</p> <p>地番、__番_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,319 ㎡。</p> <p>地番、__番_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,010 ㎡。</p> <p>申請理由は贈与で、贈与人は「相続により取得したが、もともと受贈人が管理していたので贈与する。」</p> <p>受贈人は「これまでも管理していたことから受贈する。」</p> <p>譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。</p> <p>以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	5 番と 6 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
清水委員	沖美町三吉字〇〇の件ですが、譲渡人は建物物件を手放したいということで、農地も併せて譲渡するそうです。先日、現地確認に行きました。家の周りは農地として野菜類が耕作されており、管理されています。農道の下土地については、現状で雑草が茂っており、農道に面した環境の良い土地ですが、今から、農地としての管理が大変だと思います。よろしくをお願いします。
前田委員	6 番の高祖字〇〇の件です。今、事務局が説明されたとおりでございます。よろしくをお願いします。

議長 他に御意見、御質問ございませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号7、贈与人、L。住所、能美町鹿川\_\_番地\_\_。職業、無職。  
受贈人、M。住所、広島市安佐南区毘沙門台東\_\_丁目\_\_。職業、会社役員。  
所持地、能美町鹿川字〇〇。  
地番、\_\_番\_\_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,924 m<sup>2</sup>。  
申請理由は贈与で、贈与人は「高齢により耕作困難のため贈与する。」  
受贈人は「農業歴が20年以上あり、農地維持のため受贈する。」  
受贈人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。  
以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 7番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今の事務局の説明に間違いございません。よろしく願いします。

議長 他に御意見、御質問ございませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議がないということなので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号8、譲渡人、N。住所、広島市南区皆実町\_\_丁目\_\_番\_\_号。職業、無職。  
譲受人、O。住所、江田島町大須\_\_丁目\_\_番\_\_号。職業、農業。  
所在地、江田島町字〇〇〇〇〇。  
地番、\_\_番\_\_。地目、台帳、田、現況、畑。面積、586 m<sup>2</sup>。  
地番、\_\_番\_\_。地目、台帳、田、現況、畑。面積、191 m<sup>2</sup>。  
申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により当該地を取得したが、市外在住で耕作困難なため譲渡する。」  
譲受人は「隣接地で耕作しており、容易に管理できることから譲受する。」  
譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。  
以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 8番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の山田です。この現地はOさんの住居から近く、当該農地は平成30年の西日本豪雨災害の際に、土砂崩れでOさんの農地に土砂が流れ込みました。その土砂の補修や農地をこれからも維持管理していくために、隣接地である当該農地を購入するものです。まだ、樹木を伐採している状況ではありますが、●●委員のOさんなので、しっかりと農地を管理していかれると思います。よろしくをお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議がないということなので、許可とします。  
以上で農地法第3条の審議を終わりました。議案第16号農地法第5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。  
令和2年7月30日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。  
番号1、譲渡人、P。住所、江田島町江南\_\_丁目\_\_番\_\_号。職業、主婦。  
譲受人、Q。住所、広島市安佐南区長東西\_\_丁目\_\_-\_\_-\_\_号。職業、無職。  
所在地、江田島町江南\_\_丁目。  
地番、\_\_番\_\_。地目、台帳、畑、現況、墓地及び駐車場。面積263㎡。  
申請理由は譲渡で、譲渡人は「墓地、墓地用の駐車場として使用していたが、所有権移転にあたり当該地が農地であることが判明したため、始末書を添付の上、申請する。」  
譲受人は「これからも墓地及び駐車場用地として使用するため譲受する。」  
墓石については、この許可の後に移転する計画を聞いております。追認の案件となります。御審議をお願いします。

大段会長 1番の案件について、先日、現地確認に行ってきました。譲渡人宅に隣接する土地に墓地がありましたし、元は農地だったと思います。問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

議長 何か御意見、御質問はありますか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議がないということなので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記	番号 2、譲渡人、R、住所、広島市南区宇品海岸__丁目_番_ ___号。職業、無職。 譲受人、S、住所、大阪府箕面市外院__丁目_番__号。職業、不動産賃貸業。 所在地、能美町中町字〇〇。 地番、___番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,084 m <sup>2</sup> 。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により譲渡する。」 譲受人は「木造2階建て賃貸住宅2棟建築のため譲受する。」 A棟6件410.05 m <sup>2</sup> 、B棟6件345.07 m <sup>2</sup> 。合計12軒分の賃貸物件建築予定です。御審議をお願いします。
議 長	この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
田中委員	能美町の田中です。今、事務局が説明されたことに間違いありません。よろしくをお願いします。
議 長	他に御意見、御質問はありませんか。
委 員	異議無しの声有り。
議 長	全員異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。
寺西書記	番号 3、譲渡人、T、住所、能美町鹿川___番地。職業、無職。 譲受人、U、住所、江田島町江南__丁目_ __セントラル江田島__-___。職業、 ●●●●士。 所在地、能美町鹿川字〇〇〇。 地番、___番。地目、台帳及び現況ともに田。面積、528 m <sup>2</sup> 。 地番、___番。地目、台帳及び現況ともに田。面積、3.17 m <sup>2</sup> 。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により、譲渡する。」 譲受人は「自己居住用住宅建設のため譲受する。」 木造平屋建て、延べ床面積125.87 m <sup>2</sup> の家屋を建設予定です。御審議をお願いします。
議 長	この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
田中委員	能美町の田中です。今、事務局が説明されたことに間違いありません。よろしくをお願いします。
議 長	他に御意見、御質問はありませんか。
委 員	異議無しの声有り。
議 長	全員異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記

番号 4、譲渡人、V、住所、能美町鹿川\_\_\_番地\_。職業、農業。  
譲受人、W、住所、能美町鹿川\_\_\_番地\_。職業、建設業。  
能美町鹿川字〇〇〇。

地番、\_\_\_番\_。地目、台帳、畑、現況、宅地。面積、10 m<sup>2</sup>。

地番、\_\_\_番\_。地目、台帳、畑、現況、宅地。面積、10 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「宅地への進入路及び宅地の一部として使用しているが、所有権移転にあたり当該地が農地であることかが判明したため、始末書を添えて申請する。

譲受人は「これからも宅地への進入路及び宅地の一部として使用するため譲受する。」

既に進入路及び宅地の一部として利用しております。追認の案件となります。御審議をお願いします。

議 長

この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員

能美町の田中です。今、事務局が説明されたことに間違いありません。よろしくをお願いします。

議 長

他に御意見、御質問はありませんか。

委 員

異議無しの声有り。

議 長

全員異議が無いということですので、許可とします。以上で農地法第5条の審議を終わります。議案第17号の農地法第5条の規定による取消し申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記

議案第17号、農地法第5条の規定による許可の取消し申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可の取消し申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年7月30日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

番号1、申請者、X、住所、能美町中町\_\_\_番地\_。Y、住所、大阪府池田市宇保町\_--A。Z、住所、東京都目黒区下目黒\_--\_。

賃借人、株式会社A代表取締役 B、住所、大柿町飛渡瀬字〇〇\_\_\_番地\_。職業、建設業。

所在地、能美町中町字〇〇〇。

地番、\_\_\_番\_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,066 m<sup>2</sup>。

地番、\_\_\_番\_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、680 m<sup>2</sup>。

申請理由は、契約当初から賃貸借による農地の転用を契約していたが、賃貸人から売買にして欲しいという申し出があったため、事業計画の見直しが必要となった。しかし、当該地に太陽光事業発電事業者の許認可を受けることができないことから、取消し申請をする。

パネル 328 枚、発電量、49.5KW、賃貸借期間、20 年間で設備予定でした。  
また、本委員会の許可は平成 31 年 1 月 30 日付、指令江農委 80 号で許可の案件です。

議 長 1 番の案件について、事務局から説明をお願いします。

寺西書記 申請理由等につきましては、先程申し上げたとおりです。賃貸借人同士の見解の相違で事業計画の見直しとなりました。現状については、配布した資料を御覧ください。太陽光発電設備の着工をしておらず、転用の許可取下げにも十分な状況にあります。転用を取下げたことで今後の運用について、審査後に農地の所有者に対して確認させてもらい、適切な農地の管理をお願いします。御審議をお願いします。

議 長 この案件につきまして、御意見、御質問はありませんか。

委 員 異議無しの声有り。

議 長 全員承認することに異議が無いということですので、許可とします。以上で農地法第 5 条の許可取消し審議を終わりました。議案第 18 号の非農地証明の申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第 18 号、非農地証明の申請について。農地法第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 2 年 7 月 30 日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

議案の 40 ページを御覧ください。

番号 1、申請人住所、江田島町小用\_\_丁目\_番\_号。氏名、C。

所在地、江田島町小用\_\_丁目。

地番、\_\_\_番\_、地目、台帳、畑、現況、山林、面積、1,826 m<sup>2</sup>。

申請理由は、当該地は 30 年くらい前までは柑橘栽培等をしていましたが、相続により当該地を取得してからは手入れをしないまま現在に至っており、山林のようになっている。

地目変更のために申請するもので、当該地は中国化薬株式会社が保安上の保有空地として確保しなければならない位置にあることから、このような申請となっております。農地法第 5 条の申請には、なじまないために非農地の申請となっております。

令和 2 年 7 月 8 日に、大段会長、山田委員、島本推進委員、佐山書記、寺西で現地確認を行いました。御審議をお願いします。

議 長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の山田です。この非農地証明につきまして、現地確認の写真を御覧ください。樹木が茂っているところもありますが、農地として耕作されている

ところもありました。当該地は中国化薬株式会社の近隣地ということで、安全面から考慮するとしょうがない案件だと思います。御審議をお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。  
以上で非農地証明の申請を終わりました。議案第 19 号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第 19 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について依頼があったので、農業委員会の議決を求める。令和 2 年 7 月 30 日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

番号 1、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町宮ノ原\_\_丁目\_\_\_\_-\_\_、現況地目、畑、面積、718 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所・氏名、江田島町宮ノ原\_\_丁目\_\_番\_\_号、D、権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島町宮ノ原\_\_丁目\_\_番\_\_号、E。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権、利用権の内容、果樹、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和 7 年 12 月 31 日、借賃、賃貸の支払い方法についてはありません。

番号 2、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町江南二丁目\_\_\_\_、現況地目、畑、面積、498 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所・氏名、大柿町飛渡瀬\_\_\_\_番地、E、権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、住所・氏名、呉市音戸町波多見\_\_丁目\_\_番\_\_号、F。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権、利用権の内容、オリーブ、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和 10 年 12 月 31 日、借賃、賃貸の支払い方法はありません。

番号 3、利用権を設定する農用地、所在地、大柿町飛渡瀬字外海\_\_\_\_-\_\_、現況地目、畑、面積、294 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所・氏名、大柿町飛渡瀬\_\_\_\_番地、E、権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、住所・氏名、呉市音戸町波多見\_\_丁目\_\_番\_\_号、F。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権、利用権の内容、オリーブ、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和 10 年 12 月 31 日、借賃、賃貸の支払い方法はありません。

番号 4、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町切串\_\_丁目\_\_\_\_-\_\_、現況地目、畑、面積、2,033 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所・氏名、江田島町大須\_\_丁目\_\_番\_\_号、G、権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島町宮ノ原\_\_丁目\_\_番\_\_号、H。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、野菜、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和 8 年 6 月 30 日、借賃、年 10 a 当たり 10,000 円、借賃の支払い方法、現金。継続の案件です。

番号 5、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町幸ノ浦\_\_丁目\_\_\_\_-\_\_、現況地目、畑、面積、3,622 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所・氏名、江田島町

大須\_\_丁目\_\_番\_\_号、H。代理人、江田島市長 明岳 周作。権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島町切串\_\_丁目\_\_番\_\_号、I。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、野菜、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和3年7月31日、借賃、年43、000円、借賃の支払い方法、口座振込。

番号6、7、8。

利用権を設定する農用地、所在地、沖美町岡大王字〇〇\_\_\_\_\_-、\_\_\_\_\_-、\_\_\_\_\_-、現況地目、畑、面積、700㎡、1,355㎡、1,578㎡。利用権を設定する者、住所・氏名、岡山県倉敷市幸町\_\_番\_\_号、J。権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島市能美町中町\_\_\_\_番地、K。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権、利用権の内容、野菜、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和7年3月31日、借賃、借賃の支払い方法はありません。

番号9、利用権を設定する農用地、所在地、大柿町飛渡瀬字〇〇\_\_\_\_\_-、利用権を設定する農用地、現況地目、畑、面積、1,066.27㎡。利用権を設定する者、広島市佐伯区藤の木\_\_丁目\_\_番\_\_号、L。権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島市大柿町飛渡瀬\_\_\_\_番地、M。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、花卉、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和12年7月31日、借賃、年70、000円、借賃の支払い方法、現金。継続の案件です。

番号10、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町幸ノ浦\_\_丁目\_\_\_\_\_-、現況地目、畑、面積、1,077㎡。利用権を設定する者、住所・氏名、江田島市江田島町大須\_\_丁目\_\_番\_\_号、N。広島市中区大手町四丁目2番16号、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 池田 浩二。権利の種類、所有権 (N)、賃借権 (農業振興財団分)、利用権の設定を受ける者、住所・氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 池田 浩二。江田島市江田島町幸ノ浦\_\_丁目\_\_番\_\_号、O。設定する利用権、利用権の種類、賃借権、利用権の内容、畑、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和7年12月31日、借賃、年72、000円、借賃の支払い方法、口座振込。

以上で説明を終わります。御審議をお願いします。

議長 この案件について、皆様の御意見を伺いたいと思います。何か御質問はありませんか。

田中委員 5番について、もう少し詳しく説明して貰えますか。なぜ、ビニールハウスを借りるのに江田島市が代理人になるのですか。

久保書記 田中委員の質問にお答えするために、少し説明させていただきます。Hさんの土地に対して江田島市が代理人となっていることですが、江田島市農林水産課では実践ハウスという就農補助事業を展開するために、Hさんの農地を江田島市が賃借契約を交わし、農地を借りております。新規農業者育成のために実践ハウス事業を行っており、農業の担い手を育成するために市の実践ハウスで

経験を積んでもらう事業となっております。また、終期期間が11か月となっていることには、この度、新規就農生を卒業する訳ですが、適当な農地がなかったため、この実践ハウスを延長して借りることになりました。借りている間に適当な農地を探していただくということです。以上です。

山田委員 久保さんの説明に補足させていただきます。新規就農者が営農するためのビニールハウスは中々、適当な物件が無いのが現状です。適当なビニールハウスを借りるか、新しいビニールハウスを建てるための農地を探すまでの期間、借りるものであり、長期に渡っての賃貸契約ではないということです。あくまでも新規就農者のために江田島市が補助する事業が実践ハウスであり、就農者を育成するのが目的です。いずれは自分の営農できる農地を探して実践ハウスを単立していくこととなります。新規就農者が市内で農地を探すまでの期間、ビニールハウスを借りて営農するものです。

田中委員 わかりました。ありがとうございました。

議長 他に御意見、御質問ございませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員異議が無いということなので、決定とします。  
以上で農地利用集積計画の決定を終わります。  
続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局からお願いします。

寺西書記 連絡事項と致しまして、3点あります。

1点目は、先日皆様方にも御協力いただきました、江田島市農業委員、農地利用最適化推進委員の改選についてです。今月末で応募締切りとなりますが、順調に応募や推薦をいただきました。まだ推進委員の方が少し足りていない地区があり、追加募集をする際には、皆様方に連絡をさせていただきます。その際には御協力をお願いすることがあるかと思いますが、御協力をよろしくお願いします。

2点目は、農業委員会事務局に提出される農地法関係の申請書の委任状についてです。農地転用等は行政書士が委任され、家を建てる時は家屋調査士が委任されて各申請書が提出されます。お手許に委任状の様式を配布しましたので御覧ください。行政書士会の方からの要請で申請方法が変更となります。他の市町では行われているのですが、江田島市が遅れていたため指摘されました。県の方にも確認しましたが、委任状に申請者の印があれば申請書の方には、委任された行政書士等の印で省略化されるものです。直接、農業委員の皆様には関係するものではありませんが、事務局の方での処理が変更されますので、7月の総会での連絡事項とさせていただきます。

3点目は、この後に行われます農地利用状況調査説明会についてです。16:00から農業委員、推進委員の全委員さんにお出席いただき、各地区に班分けを

して説明させていただきます。換気と席のレイアウト変更をさせていただきますので、少しの時間、休憩とさせていただきます。以上です。

議

長

第4回総会はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。